

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

令和5年9月1日

香川県知事 池 田 豊 人

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和5年9月27日（水曜日） 午後2時から	綾歌郡宇多津町1881番地 宇多津町役場西館2階会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和5年9月4日（月曜日）から同月19日（火曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課、丸亀市都市整備部都市計画課、坂出市建設経済部都市整備課、宇多津町地域整備課及び綾川町建設課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

中讃広域都市計画及び坂出都市計画下水道の変更案の概要

中讃広域都市計画及び坂出都市計画下水道「4 その他の施設」を次のように変更する。

4 その他の施設

名 称	位 置	備 考
大東川浄化センター	宇多津町字吉田	面 積 約94,000m <sup>2</sup> 処理水量 約37,780m <sup>3</sup> /日

なお、関係図書は、香川県土木部都市計画課、丸亀市都市整備部都市計画課、坂出市建設経済部都市整備課、宇多津町地域整備課及び綾川町建設課において令和5年9月4日（月曜日）から同月19日（火曜日）まで閲覧に供する。